

第9章 貿易制度

I. 租税条約（交渉状況を含む）

I-1. 日伯租税条約

① 条約正式名・締結年

日伯租税条約の正式名は、『所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律』であり、1967年1月に締結された。その後、1976年に一部改訂されている。

② 本条約によって取り決められた課税方法概要

本条約によって取り決められた課税方法は事業所得課税、船舶・航空機運航所得課税、不動産所得課税、譲渡所得等である。ここで定められたものが現在の基準となっているものの、移転価格税制等の問題は、未だ解決されていない。

I-2. 日本以外との租税条約

ブラジルが租税条約を締結しているのは、以下の国々である（日本を除く）。

なお、ドイツとの租税条約は2006年から破棄されている。

図表 9-1 ブラジルが租税条約を締結している国々

南アフリカ	アルゼンチン	インド
オーストリア	ベルギー	イタリア
カナダ	中国	日本
韓国	デンマーク	ルクセンブルク
エクアドル	スペイン	ノルウェー
フィリピン	フィンランド	ポルトガル
フランス	ハンガリー	オランダ
スウェーデン	チェコ	イスラエル
スロバキア	ウクライナ	チリ

II. 地域通商協定

II-1. 南米南部共同市場（メルコスール）

本節の内容は主に外務省「南米南部共同市場（メルコスール）の概要」を引用している。このほか、メルコスール事務局ウェブサイト、各種報道等を参照した。

① 概要

メルコスール（MERCOSUR、ポルトガル語では MERCOSUL）は南米諸国 4 カ国による自由貿易と関税に関する共同体であり、下表の 4 つの目的・原則を有している。

事務局はウルグアイのモンテビデオに設置されており、最高機関である共同市場審議会、執行機関である共同市場グループ、メルコスール議会、などの機構が設けられている。議長国は加盟国による半年ごとの輪番制で、首脳会議が共同市場審議会の開催に併せて半年に一度行われる。

図表 9-2 メルコスールの目的・原則

- | |
|---|
| (1) 域内の関税及び非関税障壁の撤廃等による財、サービス、生産要素の自由な流通 |
| (2) 対外共通関税の創設、共通貿易政策の採択及び地域的、国際的経済・貿易面での立場の協調 |
| (3) マクロ経済政策の協調及び対外貿易、農業、工業、財政・金融、外国為替・資本、サービス、税関、交通・通信などのセクター別経済政策の協調 |
| (4) 統合過程強化のための関連分野における法制度の調和 |

② 加盟国

現在の正式加盟国は、設立時加盟国であるアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの 4 カ国である。域内の人口は約 2.4 億人、GDP (PPP) は約 2.9 兆ドルに上るが、このうちパラグアイとウルグアイの両国は、アルゼンチン、ブラジルの両国と比べてかなり経済の規模が小さい。

2006 年にベネズエラの正式加盟が合意されているものの、パラグアイ議会がベネズエラの人権問題に対する疑念を理由に批准しておらず、ベネズエラは発言権あるメンバーとしてはメルコスールの議論に参加していない。

また、準加盟国としてチリ、ボリビア、ペルー、エクアドル、コロンビアが協議に参加している。これら準加盟国はメルコスール域内の自由貿易協定締結に向けたプロセスには参加するが、関税同盟には参加しない、という立場にある。なお、チリがアメリカ合衆国との FTA 交渉に入る以前は、チリをメルコスールの正式加盟国とする検討も行われていた（チリと米国との間の FTA は 2004 年に発効）

③ 設立経緯

図表 9-3 南米南部共同市場設立の経緯

年	概要
1991 年 3 月	アスンシオン条約署名。同年 11 月発効。1994 年末までに域内関税の撤廃を目的としたメルコスールの発足を行うことで合意。

1994年12月	オウロ・プレット議定書調印。メルコスールの機構を決定。
1995年1月	関税同盟として発足。

④ 主な内容

<p>(1) 域内関税の原則撤廃 域内関税は原則として撤廃。但し、各国毎に保護品目あり。</p> <p>(2) 対外共通関税律の設定 全品目の約85%にあたる品目につき外共通関税率(0~20%)を適用。但し、例外品目あり。</p> <p>(3) メルコスール原産の定義設定(原産地証明の必要性) 域内貿易において、メルコスール原産とみなされる(関税ゼロ)ための現地調達率は原則60%。例外あり。</p> <p>(4) 紛争処理手続きの運営機関創設 貿易委員会(CCM)が、紛争処理も含めた関税同盟全体の実施・運営機関としての創設。また、常設仲介裁判所を設置。</p> <p>(5) その他 メルコスール諸国及びメルコスール協定国において民主主義体制が失われた場合、協定上の権利及び義務が中断されるという民主主義条項を追加。</p>

⑤ 最近の主な動き

域内での交渉は主に、小国であるパラグアイとウルグアイが、大国ブラジル、アルゼンチンの市場開放や競争条件の均等化を求める、という対立構造になることが多い。より古くには、ブラジルとアルゼンチンとの間で、ブラジル製自動車を巡る深刻な対立に陥ったこともあった。現在は構造的格差是正基金の設立、対外共通関税の問題解決に向けたプロセスの進展など、通商問題の面での建設的な取り組みが続けられている。また、政治面・外交面でも、4カ国が足並みを揃えて国際社会での発言力を高める努力が続けられている。

域外との関係では、EUとのFTA交渉再開が2010年に合意されている。もともと1995年にメルコスール・EU首脳会合で交渉の準備となる予備的な協定に署名がなされていたが、その後協議は頓挫していた。ただし、ブラジルがEU域内の農業補助金政策を非難する一方、EUの農業国の一部がメルコスールとのFTAに反対するなど、交渉の行方は依然として不透明といえる。

米州各国とのFTAについては、後述するFTAAの枠組みでの協議も含め、現在取り組みがみられない状況にある。これまでのメルコスール各国の首脳がアメリカ合衆国と一定の距離をおく政策を取っていたことが背景にある。

図表 9-4 第 40 回メルコスール共同市場審議会・首脳会合の概要

開催日時、場所	2010 年 12 月 17 日、フォス・ド・イグアス市（ブラジル）
参加国	正式加盟国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ） 正式加盟国・承認待ち（ベネズエラ） 準加盟国（チリ、ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー） 被招待国（スリナム、ガイアナ） ※議長国はブラジル。2011 年 1 月からはパラグアイ。
主な会合内容	<p>【域内統合関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械、設備などの資本財の輸入に関する対外共通関税の例外を 2013 年までに撤廃。 ・ メルコスールを代表する「上級代表」ポストを創設。 ・ 構造格差是正基金の強化を祝し、ウルグアイ鉄道復興プロジェクト等への融資を了承。 ・ 「メルコスール免許」を新設。2016 年からバス・トラック、2018 年から乗用車に適用。 <p>【域外国との通商関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メルコスール・EU 間の FTA 交渉を早期に妥結するよう努力。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハイチの再建と発展について、地域の国々の公約を強調。 ・ アルゼンチンのマルビナス諸島に対する権利を支持。 ・ 中東における永続的平和の必要性を再確認、独立した民主的國家を建設するパレスチナ住民の権利を承認。

II-2. 米州自由貿易地域（FTAA）

① 概要

米州自由貿易地域とは、米州大陸およびカリブ海諸国で自由貿易地域を創設する構想である。この構想は 1994 年から持ち上がっているが、交渉は事実上中断されている状況にあり、現在も妥結に向けた取り組みはなされていない。

② 参加国

米州大陸・カリブ海諸国のうち、キューバを除く 34 カ国が当事国である。もし FTAA が創設されれば、域内人口 8 億人超、域内 GDP（PPP）20 兆ドル超を誇る世界最大の自由貿易圏が誕生することとなる。

③ 経緯¹³

これまでの経緯は下表の通りである。

図表 9-5 米州自由貿易地域の経緯

年	概要
1994年12月	第1回米州首脳会議で、南北米州全域を含む自由貿易地域を創設する構想が初めて提唱。
2001年4月	第3回米州首脳会議において、2005年までに域内貿易や投資の障壁撤廃し、自由貿易圏を形成する協定を発効させる旨を確認・
2003年6月	米伯首脳会談にて農業補助金問題はWTOの場において議論することで合意。
2003年9月	カンクンWTO閣僚会議で上記交渉が決裂。
2003年11月	第8回貿易大臣会合（マイアミ）では、最低限の義務のみを定め、上記問題等については締約国間で個別に交渉できるとする、いわゆる「ライトFTAA」（軽量版のFTAA）を目指す方向が打ち出され、予定通り創設されることで合意。
2004年1月	米州特別首脳会議で、2005年を交渉期限とするよう米国が求めたのに対し、ブラジル、ベネズエラの両国が期限の設定に反対。
2004年2月～	第17回貿易交渉委員会（副大臣級会合）で議論が膠着。その後、同委員会は無期限延期。この後、FTAAの推進に賛成する米国と慎重なブラジル等との意見相違が埋まらず、9分野に及ぶ交渉グループの会合はこの年以降開催されていない。現在に至るまで交渉は事実上中断中。

交渉が頓挫している背景には、2002年から共同議長を務めたブラジルと米国との対立がある。米国はもともとFTAAを包括的な協定とすることを目指していたが、農業補助金やアンチダンピング等の非関税障壁を含めることには消極的だった。一方ブラジルは、農業輸出補助金の撤廃や全ての工業品の関税撤廃等を米国に求める反面、サービス・投資・知的所有権等を含む包括的な協定には消極的だった。

その後、2005年11月にアルゼンチンで開かれた第4回米州首脳会議では、FTAAが最重要課題とされたものの、協議の再開に慎重なメルコスール4か国および、FTAA自体に反対の姿勢を示すベネズエラの計5か国が交渉再開に反対した。この首脳会議はその後、ベネズエラとメキシコの間での非難合戦を引き起こすなど、後味の悪い結果ももたらした。

¹³米州自由貿易地域（FTAA）概要

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/ftaa/gaiyo.html>

そして現在に至るまで、FTAA に関する交渉は進展していない。

II-3. (参考) 南米諸国連合 (ウナスール) ¹⁴

① 概要

ウナスール (UNASUR、ポルトガル語では UNASUL) は、南米大陸 12 カ国による連合体である。2008 年 5 月に首脳会合が開催され、南米諸国設立条約が採択された。

この連合体は貿易制度に関する共同化を第一の目的とするものではないが、今後のブラジルの通商政策に影響を与える枠組みとなる可能性もあるため、この章で紹介する。

② 参加国

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、スリナム、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア

③ 経緯

2011 年 2 月にウルグアイが批准したことで、12 カ国のうちブラジル、コロンビア、パラグアイを除く 9 カ国が批准を済ませたこととなった。設立条約によれば、9 カ国の批准が得られてから 30 日後にウナスールが正式に発効することとされている。

図表 9-6 南米諸国連合の経緯

年	概要
2000 年 8 月	カルドーズ・ブラジル大統領が、第 1 回南米サミットにて南米諸国連合の前身となる「南米共同体」構想を提唱。
2004 年 12 月	南米共同体を創設 (クスコー宣言)。
2007 年 4 月	第 1 回南米エネルギー・サミットにおいて、「南米共同体」を「南米諸国連合」にすることを決定。
2008 年 5 月	ブラジルにおいて、南米諸国連合 (UNASUR) 設立条約を採択。

図表 9-7 南米諸国連合臨時首脳会合の概要

開催日時、場所	2008 年 5 月 23 日、ブラジリア (ブラジル)
参加者	12 の参加国の首脳及び代表

¹⁴ 本節の内容は主に外務省「南米共同体の概要」を引用している。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/csn/gaiyo.html>
 このほか、ウナスール公式サイト、各国ウェブサイト等も参照した。

主要議題	南米諸国設立条約の採択 等
同条約の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> • 南米諸国連合の主要目標として 21 項目を提示。このうち通商政策に関連する項目として <ul style="list-style-type: none"> ➤ (f) 各加盟国の経済・財政政策の統合 ➤ (k) 人権、労働権を尊重した不法移民対策、移民政策協力 ➤ (l) 南米諸国間の経済補完および各国国民の福利促進、貧困削減、経済、貿易面の協力 ➤ (m) 中小企業、組合等を考慮した産業、生産分野の統合など。 • 組織として、首脳会合（年 1 回開催）、外相会合（半年ごと開催）等を設置する。事務局をエクアドルのキトに設置する。 • 将来、ボリビアのコチャバンバに南米議会を設置する。